

平成27年度 定 時 総 会 議 案

日 時 平成27年5月27日（水） 午後3時00分

場 所 ANAインターコンチネンタルホテル東京

会議の目的事項

報告事項

第1号 平成26年度事業報告の件

第2号 平成27年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

第1号 平成26年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録承認の件

第2号 定款の変更承認の件

報告事項
第1号

平成26年度事業報告の件

定款第40条第2項の規定により、平成26年度の事業報告を行う。

平成 2 6 年度事業報告

1. 総会に関する事項

(1) 平成 26 年度定時総会

日 時 平成 26 年 5 月 28 日 午後 2 時 45 分

場 所 東京商工会議所ビル 国際会議場

会議の目的事項

報告事項

第 1 号 平成 2 5 年度事業報告の件

第 2 号 平成 2 6 年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

第 1 号 平成 2 5 年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録承認の件

第 2 号 阿久津 太 氏の理事の選任の件

第 3 号 安藤 章夫 氏の理事の選任の件

第 4 号 江村 弘志 氏の理事の選任の件

第 5 号 大野 浩 氏の理事の選任の件

第 6 号 小川 伊知郎 氏の理事の選任の件

第 7 号 小西 陽 氏の理事の選任の件

第 8 号 下島 敦 氏の理事の選任の件

第 9 号 谷口 則秋 氏の理事の選任の件

第 1 0 号 中田 正 氏の理事の選任の件

第 1 1 号 枇杷 高志 氏の理事の選任の件

第 1 2 号 堀田 晃裕 氏の理事の選任の件

第 1 3 号 和田 貴一 氏の理事の選任の件

第 1 4 号 加古 雅之 氏の監事の選任の件

第 1 5 号 高市 幸夫 氏の監事の選任の件

第 1 6 号 野々下 勝行 氏の監事の選任の件

原案どおり承認された。

2. 事業概況

(1) 当会が行う事業内容の再検討

- 確定拠出年金を含む退職給付制度全般のコンサルティングに関する検討
 - ・既存分野以外の年金アクチュアリー的活動領域調査の企画（平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月）
- わが国の公的年金制度と企業年金制度の関係性を踏まえた企業年金税制に関する提言の検討
 - ・社会保障審議会企業年金部会の議題に関する意見交換（平成 26 年 10 月、平成 27 年 2 月）

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- 国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言
 - ・社会保障審議会企業年金部会の議題に関する意見交換（平成 26 年 10 月、平成 27 年 2 月）

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

- ア 大学院等への年金数理教育に関する支援
- 大阪大学、慶應義塾大学、東京工業大学、東京理科大学、名古屋大学、早稲田大学の各大学院の正規講座への講師推薦等の支援継続
 - ・当会が推薦した講師による、6 つの大学での講義
 - ・新規講座設置に関する検討（候補となる大学へのコンタクト等）
- イ 啓発活動
- 企業年金連合会等の事業への協力
- 企業年金の啓発活動

(4) 実務基準等の改編、整備と周知徹底

- 企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進
 - ・「厚生年金基金実務基準」、「確定給付企業年金実務基準」の改定（平成 26 年 11 月）
 - ・IAS19 の改正を受けて、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」を改定（平成 26 年 11 月）
- 国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討
 - ・IAA の ISAP に関する当会の対応を検討（平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月）

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

○行動規範に基づくコンプライアンス教育の継続

- ・職業専門性研修会（平成 27 年 1 月）

研修内容：「IAA 教育シラバスと職業専門性」

「年金数理人に求められる職業専門性」

「当会の行動規範及び懲戒規則」

「当会 CPD 制度の考え方と実地テストの状況」

「年金数理実務に関する事例研究／自由討議」

(6) 調査研究の充実

○企業年金および関連分野に関する調査研究の実施

- ・JSCPA 調査報第 9 号、10 号発刊（平成 26 年 8 月、平成 27 年 1 月）
- ・JSCPA 調査報第 11 号発刊準備（平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月）
- ・死亡率関係の動向をウォッチ、調査研究を実施中

○企業年金および関連分野に関する文献資料の収集・整備

- ・年金関連文献・資料の収集

○研究活動の活性化

(7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援

○継続的能力開発制度の仕組みの創設に向けた実地テストの実施

- ・正会員から参加者を募り実地テストを実施

○研修等の充実による能力開発機会の拡充

- ・ICA（ワシントン DC）へ派遣（平成 26 年 4 月）
- ・外国アクチュアリー会年金専門家交流会（平成 26 年 5 月、平成 26 年 8 月）
- ・e ラーニング作成（平成 26 年 8 月）

平成 25 年度実務研修会のうち 8 講座

○実務研修会（平成 27 年 3 月）

テーマ：21 テーマ

3 月 5 日

- ・「ISAP3について」
- ・「CPD制度の創設について」
- ・「金利について」
- ・「企業会計」
- ・「財政運営実務基準」

藤井 康行 氏
教育・研修委員会
笠利 宏 氏
井上 雅彦 氏
山下 厚 氏
遠藤 武昭 氏

- ・「企業年金に関する裁判例の動向及び最近の法的論点」

森戸 英幸 氏
元井 弘 氏

- ・「エイジフリーの人材活用のポイント」

- ・「欧州の年金制度…最近のトピックを中心に」 清水 信広 氏
- ・「年金基金のリスクマネジメント」 杉田 健 氏
- ・「数理ファイナンスの基礎」 安岡 孝司 氏
- ・「退職給付会計実務基準」 日下部健一 氏

3月6日

- ・「企業年金制度の現状と課題」 山本 進 氏
- ・「財政運営実務基準」 山下 厚 氏
- 遠藤 武昭 氏
- ・「IFRSの全体的な動向（退職給付会計を除く）」 川端 稔 氏
- ・「新たな運用手法」 山下 実若 氏
- ・「公的年金財政」 佐藤 裕亮 氏
- ・「アジア・新興国経済の動向」 藤川 進 氏
- ・「米国の年金制度」 小野 正昭 氏
- ・「社会保障制度（年金制度を除く）について」 鎌田 真隆 氏
- ・「年金制度改革及び年金リスク管理について」 田島 一郎 氏
- ・「退職給付実務のフリーディスカッション」
- ・「退職給付会計実務基準」 日下部健一 氏
- ・「日本経済の動向」 畠峰 義清 氏

7テーマについて平成27年度に新たにeラーニング作成予定

○特別講演会（平成26年5月）

演題「財政学から社会保障改革を考える」

東京大学名誉教授 神野 直彦 氏

○第61回研修会（平成26年8月）

演題「平成26年財政検証結果と年金制度の課題について」

厚生労働省年金局数理課長

武藤 憲真 氏

○第62回研修会（平成26年12月）

演題「市場整合的な財務健全性規制が企業年金に及ぼす影響」

あらた監査法人

竹内 秀輝 氏

○第63回研修会（平成27年2月）

演題「IAS19の概要とその動向」

退職給付会計基準委員会 堀田晃裕委員長（監査法人トーマツ）

青井知幸委員（日本生命）

柴田伸一委員（監査法人トーマツ）

○年金数理自主研究会

平成 25 年度自主研究会研究レポート発行（平成 26 年 6 月）

テーマ：「厚生年金基金制度の受皿制度について」

「DB 制度における掛金拠出のあり方について」

平成 26 年度自主研究会成果発表会（平成 26 年 11 月）

テーマ：「総合型 DB 制度のあり方について」

「新しい企業年金制度に関する一考察」

○IAA コロキアム（オスロ）の説明会（平成26年11月）

(8) 能力判定試験の実施

○年金数理人の知識要件判定としての能力判定試験の着実な実施

- ・平成 26 年度能力判定試験の実施（平成 26 年 10 月）

（９）広報活動の充実・推進

○ホームページの更なる充実の検討

○会報等による広報活動の充実

- ・「年金数理人」の発行 No. 35 （平成 26 年 9 月）
No. 36 （平成 26 年 12 月）
No. 37 （平成 27 年 3 月）

○対外的な PR 活動の強化

- ・パンフレットの発行（平成27年1月）

(10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等

○IAA の活動への積極的な参画を通じた国際貢献

- ・ IAA 会議（ロンドン）の準備と派遣（平成 26 年 9 月）
- ・ IAA 会議（チューリッヒ）の準備（平成 27 年 3 月）
- ・ IAA の委員会の委員等の活動

○関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等を通じた貢献

- ・企業会計基準委員会 公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対するコメントを提出（平成26年10月）
- ・IAAが公表しているISAP3のファイナルドラフトに対するコメントを提出（平成26年11月）
- ・企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針公開草案第52号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントを提出（平成27年2月）

○厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

- ・企業年金連絡協議会との情報交換会を実施（平成27年2月）

(11) その他

- 会費の請求・未納者への対応
- 会員名簿の管理
- 会計・税務・予算
- 理事会議事録の作成
- 平成 26 年 4 月 1 日改定施行の定款の英文訳を作成（平成 26 年 7 月）
- 「会員のしおり」の発行（平成 26 年 10 月）
- IAA の年次対応（平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月）

3. 理事会・委員会活動

(1) 理事会 (12 回)

- ① 平成25年度の事業報告・決算等について審議
- ② 平成26年度定時総会の開催等について審議
- ③ 平成27年度の事業計画書・収支予算書等について審議
- ④ 理事長、会長、副理事長及び業務執行理事の選定について審議
- ⑤ 特別委員会の設置について審議
- ⑥ 委員会の委員長、担当理事及び委員の選任について審議
- ⑦ 事務局長及び副事務局長の委嘱について審議
- ⑧ 判定会議の出席者の指名について審議
- ⑨ 名誉会員の決定、特定会員の選定及び会員の入退会について審議
- ⑩ 能力判定試験管理システムの開発及び固定資産の購入・除却について審議
- ⑪ 継続的能力開発 (CPD) 制度の創設に向けた実地テストの継続実施について審議
- ⑫ eラーニングコンテンツについて審議
- ⑬ 東北大学大学院理学研究科への寄付講義の実施について審議
- ⑭ 特定費用準備資金の積み立て及び勘定科目の改定について審議
- ⑮ 「謝礼等支出規則」及び「海外出張旅費に関する内規」の改定について審議
- ⑯ 「厚生年金基金実務基準」及び「確定給付企業年金実務基準」の改定について審議
- ⑰ 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の改定について審議
- ⑱ IAA会議への派遣等、国際アクチュアリー会等に係る活動について審議
- ⑲ 企業会計基準委員会 公開草案「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) (案)」に対するコメントについて審議
- ⑳ IAAが公表しているISAP3のファイナルドラフトに対するコメントについて審議
- ㉑ 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針公開草案第52号「退職給付に関する会計基準の適用指針 (案)」に対するコメントについて審議
- ㉒ 顧問及び評議員の推薦について審議
- ㉓ 評議員会の開催等について審議
- ㉔ 会費軽減及び賛助会員に係る会費について審議
- ㉕ 公益社団法人日本アクチュアリー会及び企業年金連絡協議会との情報交換会の開催について審議
- ㉖ 国立国会図書館からのインターネット資料の収集等に係る許諾依頼への対応について審議

②⑦ 年金数理人会パンフレットの発刊について審議

(2) 常任委員会

○企画調整委員会 (9 回)

- ① 企業年金連絡協議会との情報交換実施 (平成27年2月)
- ② ISAPへの対応に係る検討 (平成26年9月、平成26年11月)

○総務委員会 (3 回)

- ① 平成26年度定時総会資料の作成
- ② 平成26年度定時総会の開催 (平成26年5月)
- ③ 平成27年度事業計画・予算案の作成
- ④ 平成26年度評議員会の開催 (平成27年1月)

○教育・研修委員会 (8 回)

- ① 実務研修会の実施 (平成27年3月)
- ② 一般研修会の実施 (平成26年8月、平成26年12月、平成27年2月)
- ③ 年金数理自主研究会の実施 (成果発表会：平成26年11月)
- ④ 職業専門性研修会の実施 (平成27年1月)
- ⑤ 当会のCPD制度創設に向けた検討及び実地テストの実施
- ⑥ e ラーニングコンテンツ作成 (平成26年8月)
- ⑦ 研修会参加記録の作成 (平成26年11月)

○広報委員会 (3回)

- ① 会報「年金数理人 (第35号、36号、37号)」の発行
- ② 年金数理人会パンフレットの作成
- ③ 国立国会図書館からのインターネット資料の収集等に係る許諾依頼への対応
- ④ 当会HPのメンテナンスについて検討

○国際委員会 (3 回)

- ① ICA (ワシントンDC) へ派遣 (平成26年4月)
- ② 外国アクチュアリー会年金専門家との交流会 (平成26年5月、8月)
- ③ IAA会議 (ロンドン) の議事検討 (平成26年9月)
- ④ IAA会議 (ロンドン) へ派遣 (平成26年9月)
- ⑤ IAAコロキウム (オスロ) の説明会 (平成26年11月)
- ⑥ IAAの年次対応 (平成26年12月～平成27年1月)
 - ・ 2015年会費
 - ・ Fully Qualified Actuary 名簿
 - ・ 2014年確認書
 - ・ 教育に関する質問書への回答
- ⑦ IAA会議 (チューリッヒ) の議事検討 (平成27年3月)
- ⑧ IAAカウンスル電子投票
- ⑨ IAAの委員会活動
- ⑩ IAAコロキウム (オスロ) への派遣に関する準備

⑪ PBSS法人会員の件への対応

○事務管理委員会（10回）

- ① 会員のしおりの作成、配布
- ② 会費の請求・未納者への対応
- ③ 会員名簿の管理
- ④ 会計・税務・決算に関する事項の運営・管理
- ⑤ 事務局の防災対策
- ⑥ その他、事務局の運営・管理

○調査研究委員会（2回）

- ① 年金関連文献・資料の収集
- ② JSCPA調査報の発刊（No9、10刊行、No11準備）
- ③ 既存分野以外の年金アクチュアリー活動領域調査の企画

○財政運営実務基準委員会（2回）

- ① 厚生年金基金実務基準の改定
- ② 確定給付企業年金実務基準の改定

○紀律委員会（1回）

- ① 行動規範・懲戒規則の内容確認

○試験委員会（9回）

- ① 平成26年度能力判定試験の実施（平成26年4月～平成26年12月）
- ② 平成26年度能力判定試験の採点及び合格者の決定（平成26年10月～平成26年11月）

○退職給付会計基準委員会（11回）

- ① ASBJの動向把握
- ② IASBの動向把握
- ③ IAAの動向把握
- ④ IAS19の改正を受けて、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の改定を検討
- ⑤ 企業会計基準委員会 公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対するコメントの検討
- ⑥ IAAが公表しているISAP3のファイナルドラフトに対するコメントの検討
- ⑦ 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針公開草案第52号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントの検討
- ⑧ 死亡率関係の動向ウォッチ（死亡率小委員会）

（3）特別委員会

○大学院教育推進特別委員会（2回）

- ① 名古屋大学大学院での正規講座の開始に伴う講師推薦等の支援

当会推薦の講師による講座の実施

- ② 大阪大学、慶應義塾大学、東京工業大学、東京理科大学、早稲田大学の各大学院の正規講座への講師推薦等の支援継続
 - ③ 各理事の協力により、会員等の過去の大学院講義の受講状況調査を実施。委員会で回答を分析し、今後の課題について協議
 - ④ 新規の大学院における講義実施の検討
- 企業年金部会関連検討特別委員会（2回）
- ① 社会保障審議会企業年金部会の議題に関する意見交換

4. 評議員会について

開催日時：平成27年1月30日 午前11時

場 所：東京會舘

議 題：平成27年度事業計画（案）に関する件

5. 会員の異動状況

(1) 平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の異動状況

A. 入会	
正会員	7名
準会員	28名
B. 資格変更	
準会員→正会員	10名
正会員→名誉会員	3名
正会員→特定会員	1名
準会員→特定会員	0名
C. 退会	
正会員	7名
準会員	23名
名誉会員	0名

(2) 平成27年3月31日現在の会員数

所 属 法 人	正会員	準会員	名誉会員	特定会員	合計
信 託 銀 行	177名	17名	1名	0名	195名
生命保険会社	127	55	2	0	184
政令指定法人	37	7	2	0	46
その他の法人	91	17	2	0	110
個 人	32	1	12	26	71
合 計	464	97	19	26	606

賛 助 会 員	1 団体
---------	------

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項は無い。

報告事項
第 2 号

平成 2 7 年度事業計画書、平成 2 7 年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

定款第 3 9 条第 2 項の規定により、平成 2 7 年度事業計画書、平成 2 7 年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について報告を行う。

平成 27 年度事業計画書

1. 基本方針

わが国の景気は「アベノミクス」効果により、平成 24 年末を底に緩やかな回復傾向が持続しているものの、足下のもたつき感、消費税率の引上げ動向、さらにはアメリカの量的緩和政策終了後の方向感、中国やその他新興国の先行き、中東地域での紛争長期化等のリスクに引き続き留意していく必要がある。

一方、企業年金制度に関しては、昨年 4 月に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、各厚生年金基金においては他制度への移行や解散をも含めた検討が進んでおり、後継制度への移行も含めた適切な意思決定に資する、制度設計や財政運営の面からの年金数理人の支援が重要となっている。

退職給付会計に関しては、平成 24 年 5 月に公表された「退職給付に関する会計基準」および適用指針が平成 26 年 3 月 31 日以降順次適用されたが、当会会員の関与もあり、大きな混乱なく経過したところである。

また、国内企業に対する国際財務報告基準の適用については、任意適用を開始する企業も増加する中、引き続き当会会員の適切な関与が求められている。

こうした環境下、公的年金に係る平成 26 年財政検証が実施され、将来において公的年金給付を補完する意味での企業年金制度等の役割はより一層重要なものとなっている。平成 25 年 9 月に設置された社会保障審議会企業年金部会においては、平成 26 年 6 月以降、企業年金制度等のあり方等に関する議論が進められており、公的年金の補完としての企業年金制度等の見直しが精力的に検討されているところである。当会は広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的としているが、企業年金を取り巻く環境が大きく変化している中で、その公共的・社会的使命をあらためて認識した事業への取り組みが求められる。

以上の基本的な認識を踏まえ、当会の事業内容を検討するとともに、年金数理人のさらなる能力開発に向けた支援を充実させ、企業年金の普及・発展に向けた公益活動をより一層推進する。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第 4 条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進する。

(1) 当会が行う事業内容の検討

- ・確定拠出年金を含む退職給付制度全般のコンサルティングに関する検討
- ・わが国の公的年金制度と企業年金制度の関係性を踏まえた企業年金税制に関する提言の検討

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- ・国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- ・大阪大学、慶應義塾大学、東京工業大学、東京理科大学、早稲田大学、名古屋大学の各大学院の正規講座への講師推薦等の支援継続

イ 啓発活動

- ・企業年金連合会等の事業への協力
- ・企業年金の啓発活動

(4) 実務基準等の改編、整備と周知徹底

- ・企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進
- ・国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- ・行動規範に基づくコンプライアンス教育の継続
- ・ISAP (International Standard of Actuarial Practice) への対応

(6) 調査研究の充実

- ・企業年金および関連分野に関する調査研究の実施
- ・企業年金および関連分野に関する文献資料の収集・整備
- ・研究活動の活性化

(7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援

- ・継続的能力開発制度の仕組みの創設に向けた実地テストの実施
- ・研修等の充実による能力開発機会の拡充

- ・国際的なセミナー等への派遣

(8) 能力判定試験の実施

- ・年金数理人の知識要件判定としての能力判定試験の着実な実施

(9) 広報活動の充実・推進

- ・ホームページの更なる充実の検討
- ・会報等による広報活動の充実
- ・対外的な PR 活動の強化

(10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等

- ・IAA の活動への積極的な参画を通じた国際貢献
- ・関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等を通じた貢献
- ・厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

平成27年度収支予算書

正 味 財 産 増 減 予 算 書

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[660,000]	[420,000]	[240,000]	
受取入会金	660,000	420,000	240,000	
受取会費	[56,690,000]	[51,830,000]	[4,860,000]	
正会員受取会費	50,610,000	47,340,000	3,270,000	
準会員受取会費	5,880,000	4,290,000	1,590,000	
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	
事業収益	[5,560,000]	[5,960,000]	[△ 400,000]	
研修会事業収益	4,160,000	4,160,000	0	
受験料収益	1,400,000	1,800,000	△ 400,000	
雑収益	[830,000]	[815,000]	[15,000]	
懇親会費収益	830,000	815,000	15,000	
経常収益計	63,740,000	59,025,000	4,715,000	
(2) 経常費用				
事業費	[57,879,291]	[51,874,596]	[6,004,695]	
給料手当	3,687,327	4,293,869	△ 606,542	
福利厚生費	683,400	717,600	△ 34,200	
会議費	3,767,568	3,058,871	708,697	
会場費	4,307,648	3,894,880	412,768	
旅費交通費	14,637,650	8,248,993	6,388,657	海外出張旅費（航空券、宿泊費）の増加等
通信運搬費	991,550	990,100	1,450	
減価償却費	5,817,628	5,553,129	264,499	
消耗什器備品費	42,755	42,610	145	
消耗品費	266,530	185,440	81,090	
印刷製本費	4,208,530	4,975,660	△ 767,130	
光熱水料費	102,612	102,264	348	
賃借料	4,959,580	4,857,540	102,040	
諸謝金	3,239,445	3,743,164	△ 503,719	
租税公課	25,653	42,610	△ 16,957	
支払寄付金	400,000	400,000	0	
委託費	9,227,140	8,803,800	423,340	
図書費	412,355	551,566	△ 139,211	
諸会費	1,101,920	1,412,500	△ 310,580	
管理費	[12,023,501]	[12,328,197]	[△ 304,696]	
役員報酬	268,203	268,203	0	
給料手当	2,812,673	3,006,131	△ 193,458	
福利厚生費	516,600	482,400	34,200	
会議費	691,592	602,563	89,029	
会場費	4,330,000	4,199,000	131,000	
旅費交通費	0	1,478	△ 1,478	
通信運搬費	171,450	185,900	△ 14,450	
減価償却費	244,295	233,189	11,106	
消耗什器備品費	7,245	7,390	△ 145	
消耗品費	43,470	39,560	3,910	
印刷製本費	199,470	236,340	△ 36,870	
光熱水料費	17,388	17,736	△ 348	
賃借料	840,420	842,460	△ 2,040	
諸謝金	512,303	645,248	△ 132,945	
租税公課	9,347	12,390	△ 3,043	
委託費	854,800	860,600	△ 5,800	
図書費	17,245	14,434	2,811	
諸会費	387,000	373,175	13,825	
雑費	100,000	300,000	△ 200,000	
経常費用計	69,902,792	64,202,793	5,699,999	
当期経常増減額	△ 6,162,792	△ 5,177,793	△ 984,999	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 6,162,792	△ 5,177,793	△ 984,999	
一般正味財産期首残高	63,855,473	61,269,821	2,585,652	
一般正味財産期末残高	57,692,681	56,092,028	1,600,653	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	57,692,681	56,092,028	1,600,653	

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正 味 財 産 増 減 予 算 書 内 訳 表

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	公益目的事業会計	法人会計	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	[660,000]	[528,000]	[132,000]	[420,000]	[240,000]
受取入会金	660,000	528,000	132,000	420,000	240,000
受取会費	[56,690,000]	[45,392,000]	[11,298,000]	[51,830,000]	[4,860,000]
正会員受取会費	50,610,000	40,488,000	10,122,000	47,340,000	3,270,000
準会員受取会費	5,880,000	4,704,000	1,176,000	4,290,000	1,590,000
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	200,000	0
事業収益	[5,560,000]	[5,560,000]	[0]	[5,960,000]	[△ 400,000]
研修会事業収益	4,160,000	4,160,000	0	4,160,000	0
受験料収益	1,400,000	1,400,000	0	1,800,000	△ 400,000
雑収益	[830,000]	[0]	[830,000]	[815,000]	[15,000]
懇親会費収益	830,000	0	830,000	815,000	15,000
経常収益計	63,740,000	51,480,000	12,260,000	59,025,000	4,715,000
(2) 経常費用					
事業費	[57,879,291]	[57,879,291]	[0]	[51,874,596]	[6,004,695]
給料手当	3,687,327	3,687,327		4,293,869	△ 606,542
福利厚生費	683,400	683,400		717,600	△ 34,200
会議費	3,767,568	3,767,568		3,058,871	708,697
会場費	4,307,648	4,307,648		3,894,880	412,768
旅費交通費	14,637,650	14,637,650		8,248,993	6,388,657
通信運搬費	991,550	991,550		990,100	1,450
減価償却費	5,817,628	5,817,628		5,553,129	264,499
消耗什器備品費	42,755	42,755		42,610	145
消耗品費	266,530	266,530		185,440	81,090
印刷製本費	4,208,530	4,208,530		4,975,660	△ 767,130
光熱水料費	102,612	102,612		102,264	348
賃借料	4,959,580	4,959,580		4,857,540	102,040
諸謝金	3,239,445	3,239,445		3,743,164	△ 503,719
租税公課	25,653	25,653		42,610	△ 16,957
支払寄付金	400,000	400,000		400,000	0
委託費	9,227,140	9,227,140		8,803,800	423,340
図書費	412,355	412,355		551,666	△ 139,211
諸会費	1,101,920	1,101,920		1,412,500	△ 310,580
管理費	[12,023,501]	[0]	[12,023,501]	[12,328,197]	[△ 304,696]
役員報酬	268,203		268,203	268,203	0
給料手当	2,812,673		2,812,673	3,006,131	△ 193,458
福利厚生費	516,600		516,600	482,400	34,200
会議費	691,592		691,592	602,563	89,029
会場費	4,330,000		4,330,000	4,199,000	131,000
旅費交通費	0		0	1,478	△ 1,478
通信運搬費	171,450		171,450	185,900	△ 14,450
減価償却費	244,295		244,295	233,189	11,106
消耗什器備品費	7,245		7,245	7,390	△ 145
消耗品費	43,470		43,470	39,560	3,910
印刷製本費	199,470		199,470	236,340	△ 36,870
光熱水料費	17,388		17,388	17,736	△ 348
賃借料	840,420		840,420	842,460	△ 2,040
諸謝金	512,303		512,303	645,248	△ 132,945
租税公課	9,347		9,347	12,390	△ 3,043
委託費	854,800		854,800	860,600	△ 5,800
図書費	17,245		17,245	14,434	2,811
諸会費	387,000		387,000	373,175	13,825
雑費	100,000		100,000	300,000	△ 200,000
経常費用計	69,902,792	57,879,291	12,023,501	64,202,793	5,699,999
当期経常増減額	△ 6,162,792	△ 6,399,291	236,499	△ 5,177,793	△ 984,999
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0			0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0			0	0
当期経常外増減額	0			0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,162,792			△ 5,177,793	△ 984,999
一般正味財産期首残高	63,855,473			61,269,821	2,585,652
一般正味財産期末残高	57,692,681			56,092,028	1,600,653
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0			0	0
指定正味財産期首残高	0			0	0
指定正味財産期末残高	0			0	0
III 正味財産期末残高	57,692,681			56,092,028	1,600,653

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(1) 資金調達の見込みについて

当期中に借入れによる資金調達の予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

(当期中における重要な設備投資 (除却または売却を含む。))

設備投資の予定は次の通り。

能力判定試験管理システムの機能追加

支出予定額 750,000 円

資金手当てとしては受取会費等を充てる予定。

以上

決議事項
第1号

**平成26年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件**

定款第40条第2項の規定により、平成26年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録の承認について決議する。

貸借対照表

平成27年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	33,328,569	40,214,496	△ 6,885,927
前払金	5,101,753	1,517,847	3,583,906
流動資産合計	38,430,322	41,732,343	△ 3,302,021
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
国際会議・海外調査資金	4,100,000	0	4,100,000
特定資産合計	4,100,000	0	4,100,000
(2) その他固定資産			
建物	717,507	801,082	△ 83,575
什器備品	1,925,450	871,139	1,054,311
ソフトウエア	10,648,530	14,621,670	△ 3,973,140
ソフトウエア仮勘定	0	479,850	△ 479,850
敷金	3,018,200	3,018,200	0
減価償却引当資産	8,013,888	8,013,888	0
その他固定資産合計	24,323,575	27,805,829	△ 3,482,254
固定資産合計	28,423,575	27,805,829	617,746
資産合計	66,853,897	69,538,172	△ 2,684,275
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,650,003	6,366,422	△ 3,716,419
預り金	206,253	206,919	△ 666
流動負債合計	2,856,256	6,573,341	△ 3,717,085
負債合計	2,856,256	6,573,341	△ 3,717,085
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	63,997,641	62,964,831	1,032,810
(うち特定資産への充当額)	(4,100,000)	(0)	(4,100,000)
正味財産合計	63,997,641	62,964,831	1,032,810
負債及び正味財産合計	66,853,897	69,538,172	△ 2,684,275

正味財産増減計算書

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[700,000]	[740,000]	[△ 40,000]	
受取入会金	700,000	740,000	△ 40,000	
受取会費	[54,260,000]	[54,110,000]	[150,000]	
正会員受取会費	49,480,000	48,480,000	1,000,000	
準会員受取会費	4,580,000	5,430,000	△ 850,000	
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	
事業収益	[5,726,000]	[5,810,000]	[△ 84,000]	
研修会事業収益	4,326,000	4,300,000	26,000	
受験料収益	1,400,000	1,510,000	△ 110,000	
雑収益	[949,961]	[897,197]	[52,764]	
講習会費収益	0	10,000	△ 10,000	
懇親会費収益	845,000	815,000	30,000	
雑収益	104,961	72,197	32,764	
経常収益計	61,635,961	61,557,197	78,764	
(2) 経常費用				
事業費	[48,754,653]	[45,745,441]	[3,009,212]	
給料手当	3,987,666	4,132,788	△ 145,122	
福利厚生費	682,694	681,472	1,222	
会議費	3,387,628	3,145,755	241,873	
会場費	3,923,123	3,414,735	508,388	
旅費交通費	6,161,373	7,590,566	△ 1,429,193	
通信運搬費	1,057,896	852,992	204,904	
減価償却費	5,811,633	6,124,231	△ 312,598	
消耗什器備品費	63,733	50,931	12,802	
消耗品費	340,207	239,085	101,122	
印刷製本費	4,629,348	2,918,445	1,710,903	
光熱水料費	91,248	91,627	△ 379	
賃借料	4,990,474	4,845,056	145,418	
諸謝金	3,225,933	3,070,477	155,456	
租税公課	25,739	25,959	△ 220	
委託費	8,817,430	7,253,420	1,564,010	
図書費	512,035	292,741	219,294	
諸会費	1,046,492	984,327	62,165	
雑費	1	30,834	△ 30,833	
管理費	[11,848,498]	[12,007,938]	[△ 159,440]	
役員報酬	247,572	276,262	△ 28,690	
給料手当	3,014,380	3,035,968	△ 21,588	
福利厚生費	516,065	500,612	15,453	
会議費	690,961	570,884	120,077	
会場費	4,128,672	4,010,254	118,418	
旅費交通費	0	1,057	△ 1,057	
通信運搬費	191,658	162,384	29,274	
減価償却費	244,044	257,171	△ 13,127	
消耗什器備品費	10,291	8,375	1,916	
消耗品費	130,549	46,658	83,891	
印刷製本費	208,328	194,900	13,428	
光熱水料費	15,462	15,677	△ 215	
賃借料	845,654	828,976	16,678	
諸謝金	267,288	322,974	△ 55,686	
租税公課	9,061	9,741	△ 680	
委託費	918,735	929,532	△ 10,797	
図書費	17,900	62,995	△ 45,095	
諸会費	388,175	388,175	0	
雑費	3,703	385,343	△ 381,640	
経常費用計	60,603,151	57,753,379	2,849,772	
当期経常増減額	1,032,810	3,803,818	△ 2,771,008	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	1,032,810	3,803,818	△ 2,771,008	
一般正味財産期首残高	62,964,831	59,161,013	3,803,818	
一般正味財産期末残高	63,997,641	62,964,831	1,032,810	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	63,997,641	62,964,831	1,032,810	

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減計算書内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[560,000]	[140,000]	[0]	[700,000]
受取入会金	560,000	140,000		700,000
受取会費	[43,448,000]	[10,812,000]	[0]	[54,260,000]
正会員受取会費	39,584,000	9,896,000		49,480,000
準会員受取会費	3,664,000	916,000		4,580,000
賛助会員受取会費	200,000	0		200,000
事業収益	[5,726,000]	[0]	[0]	[5,726,000]
研修会事業収益	4,326,000	0		4,326,000
受験料収益	1,400,000	0		1,400,000
雑収益	[64,961]	[885,000]	[0]	[949,961]
懇親会費収益	0	845,000		845,000
雑収益	64,961	40,000		104,961
経常収益計	49,798,961	11,837,000	0	61,635,961
(2) 経常費用				
事業費	[48,754,653]	[0]	[0]	[48,754,653]
給料手当	3,987,666			3,987,666
福利厚生費	682,694			682,694
会議費	3,387,628			3,387,628
会場費	3,923,123			3,923,123
旅費交通費	6,161,373			6,161,373
通信運搬費	1,057,896			1,057,896
減価償却費	5,811,633			5,811,633
消耗什器備品費	63,733			63,733
消耗品費	340,207			340,207
印刷製本費	4,629,348			4,629,348
光熱水料費	91,248			91,248
賃借料	4,990,474			4,990,474
諸謝金	3,225,933			3,225,933
租税公課	25,739			25,739
委託費	8,817,430			8,817,430
図書費	512,035			512,035
諸会費	1,046,492			1,046,492
雑費	1			1
管理費	[0]	[11,848,498]	[0]	[11,848,498]
役員報酬		247,572		247,572
給料手当		3,014,380		3,014,380
福利厚生費		516,065		516,065
会議費		690,961		690,961
会場費		4,128,672		4,128,672
通信運搬費		191,658		191,658
減価償却費		244,044		244,044
消耗什器備品費		10,291		10,291
消耗品費		130,549		130,549
印刷製本費		208,328		208,328
光熱水料費		15,462		15,462
賃借料		845,654		845,654
諸謝金		267,288		267,288
租税公課		9,061		9,061
委託費		918,735		918,735
図書費		17,900		17,900
諸会費		388,175		388,175
雑費		3,703		3,703
経常費用計	48,754,653	11,848,498	0	60,603,151
当期経常増減額	1,044,308	△ 11,498	0	1,032,810
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,044,308	△ 11,498	0	1,032,810
一般正味財産期首残高				62,964,831
一般正味財産期末残高				63,997,641
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
III 正味財産期末残高				63,997,641

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は、次の方式によっている。

建物を除く有形固定資産	定率法
建物及び無形固定資産	定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	円	円	円	円
特定資産				
国際会議・海外調査資金	0	4,100,000	0	4,100,000
特定資産計	0	4,100,000	0	4,100,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
	円	円	円	円
特定資産				
国際会議・海外調査資金	4,100,000	0	4,100,000	0
特定資産計	4,100,000	0	4,100,000	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
	円	円	円
建物	1,407,000	689,493	717,507
什器備品	6,856,554	4,931,104	1,925,450
ソフトウェア	25,362,150	14,713,620	10,648,530
合計	33,625,704	20,334,217	13,291,487

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

該当無し。

財 産 目 録

平成27年 3月31日現在

(単位： 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	みずほ銀行・東京営業部	運転資金として	33,328,569
	前払金	国際会議参加費用等 賃料・共益費等	公益目的事業に関する前払金 管理業務に関する前払金	4,615,409 486,344
流動資産合計				38,430,322
(固定資産)				
特定資産	国際会議・海外調査資金	みずほ銀行・東京営業部	平成27年度中の国際会議への出席等	4,100,000
その他固定資産	建物	パーティション等	公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	717,507
	什器備品	パソコン等	公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	1,925,450
	ソフトウェア	基幹システム等	公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	10,648,530
	敷金	三田NNビル	公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	3,018,200
	減価償却引当資産	みずほ銀行・東京営業部	減価償却資産の再取得に 備えるために積み立てている	8,013,888
固定資産合計				28,423,575
資産合計				66,853,897
(流動負債)	未払金	会報の発行等	公益目的事業に関する未払金	1,587,691
	預り金	職員の給与・賞与・社会保険料等 源泉所得税等	管理業務に関する未払金 管理業務に関する預り金	1,062,312 206,253
流動負債合計				2,856,256
負債合計				2,856,256
正味財産				63,997,641

監 査 報 告 書

公益社団法人日本年金数理人会
理事長 和田 貴 一 殿

平成 2 7 年 4 月 1 4 日
公益社団法人日本年金数理人会

監事 加 古 雅 之 

監事 高 市 幸 夫 

監事 野々下 勝行 

私たちは、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの平成 2 6 年度における業務及び会計の監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及びその附属明細書並びに財産目録の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 理事の業務執行に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

以上

定款の変更承認の件

定款について、平成27年5月27日より、別紙のとおり変更する。

平成26年4月の省令改正により年金数理人の知識要件が見直されたことを受け、当会の正会員に求められる要件が、国際アクチュアリー会が定める教育ガイドラインおよびシラバスに沿うものであることを明示するために変更するものである。

以上

公益社団法人日本年金数理人会 定款

制定施行 平成10年 4月 9日
改定施行 平成12年10月19日
改定施行 平成13年 7月10日
改定施行 平成14年 4月 1日
改定施行 平成15年 5月26日
改定施行 平成16年 9月30日
改定施行 平成18年12月26日
改定施行 平成25年 4月 1日
改定施行 平成26年 4月 1日
改定施行 平成27年 5月27日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）と称し、英文では The Japanese Society of Certified Pension Actuaries と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、確定給付企業年金法第97条第2項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項又は第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第176条の2第2項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理の改善進歩を図ることを

通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金等の財政の健全性の維持向上等、広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
- (2) 退職給付会計に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
- (3) 会員の品位の保持を図るため、行動規範の制定及び改廃を行うこと。
- (4) 年金数理の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
- (5) 会員の資質の向上及び年金数理の改善進歩を図るため、研修及び啓発のための事業を行うこと。
- (6) 会員資格要件判定のため、能力判定試験を行うこと。
- (7) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。
- (8) 会報、広報誌その他刊行物の発行、出版等、情報を発信すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条

本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。

(1) 正会員

年金数理人であって、次のいずれかの研修を修了した者

イ 本会が実施する職業専門性に関する研修

ロ イと同等の研修

(2) 準会員

次のいずれかに該当する者

イ 本会が実施する能力判定試験の全科目に合格した者

ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全

科目に合格した者

ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者

(3) 名誉会員

本会の発展に貢献のあった者として、理事会で決定した者

(4) 特定会員

正会員又は準会員であって70歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者

(5) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人

- 2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

- 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 4 正会員となろうとする者、準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする法人の入会は、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。
- 5 正会員、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。

(入会金及び会費)

- 第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、会費規則に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。

- (2) 退会の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。
 - (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 法人が解散し又は破産したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 会費を納入期限後 1 年以上滞納し、理事会が退会の決議をしたとき。
 - (7) 特定会員であって、本会と 1 年以上連絡が取れず、理事会が退会の決議をしたとき。
- 2 前項第 2 号の規定に関わらず、第 9 条の規定により懲戒の手續きに付された会員は、その手續きが終了するまで退会することができない。

(懲戒)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員を懲戒することができる。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の行動規範に違反したとき。
 - (3) 本会の名誉を毀損したとき。
- 2 懲戒処分は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により行う。
- (1) 訓告
 - (2) 戒告
 - (3) 除名
- 3 懲戒処分は、その事由に該当すると認められる会員に対し、紀律委員会又は不服審査会の決議を経てこれを行う。ただし、前項第 3 号の場合には、紀律委員会又は不服審査会の決議を経て、当該会員に対し弁明の機会を与えたうえ、総会の決議により、これを決する。
- 4 理事長は、前項による紀律委員会及び不服審査会又は総会の決議について、当該会員に通知しなければならない。
- 5 その他必要な事項は別に定める懲戒規則の規定による。

(抛出金品の不返還)

- 第 10 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(種類)

- 第 11 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 前項の定時総会及び臨時総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第 12 条 総会は、すべての正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員、準会員及び名誉会員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

- 第 13 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員、準会員及び名誉会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 14 条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示した書類をもって、総会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。
- 3 前条第 2 項第 2 号の請求があったときは、理事長はその日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(権限)

- 第 15 条 総会は次の事項を決議する。
- (1) 行動規範の制定及び改廃
- (2) 懲戒規則の制定及び改廃
- (3) 会費規則の制定及び改廃
- (4) 役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定及び改廃
- (5) 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の制定及び改廃
- (6) 理事及び監事の選任
- (7) 理事及び監事の解任
- (8) 会員の除名
- (9) 定款の変更
- (10) 解散
- (11) 短期借入金を除く資金の借入

- (12) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (13) 公益認定の取消し又は合併に伴う財産の贈与
- (14) 清算に伴う残余財産の贈与
- (15) 従たる事業所の設置
- (16) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（定足数）

- 第 16 条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。
- 2 総会に出席できない正会員、準会員及び名誉会員は、書面による議決権の行使又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使をすることができる。
 - 3 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数に算入する。

（議長）

- 第 17 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（決議）

- 第 18 条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。
- 2 総会においては、第 14 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - 4 第 1 項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を会長とすることができる。

- 4 第2項の理事長及び前項の会長をもって代表理事とする。

- 5 理事長及び会長以外の理事のうち、5名以内を副理事長とすることができる。

- 6 代表理事以外の理事を本会の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員の選任)

第21条 役員は、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。ただし、会員でない理事は、理事の総数の3分の1以下とする。

- 2 理事長は、理事会の決議によって選定する。

- 3 会長は、理事会の決議によって選定する。

- 4 副理事長は、理事会の決議によって選定する。

- 5 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

- 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、本会の業務を執行する。
 - 3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、理事長の委嘱を受けて本会の業務を執行する。
 - 4 副理事長は、理事長及び会長を補佐する。
 - 5 代表理事及び業務執行理事は 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、必要があると認められるときには理事長に対し、理事会の招集を請求できる。

(役員の任期)

- 第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 25 条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議に基づいて解任することができる。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員でない理事及び監事に対しては、役員の報酬等並びに費用に関する規程に基づき報酬を支給する。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(設置及び構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して、必要がある場合にはその職務に関し意見を述べなければならない。

(開催及び招集)

第 28 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 23 条第 3 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

4 理事長は、第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に係る実務基準等

の制定及び改廃

- (5) 退職給付会計に係る実務基準等の制定及び改廃
- (6) 委員会規則の制定及び改廃
- (7) 能力判定試験規則の制定及び改廃
- (8) 経理規程の制定及び改廃
- (9) 謝礼等支出規則の制定及び改廃
- (10) 事務局組織運営規程の制定及び改廃
- (11) 総会に付議すべき事項
- (12) 前各号に定める事項のほか、総会の決議を要しない本会の業務の執行に関する事項

(定足数)

第 30 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選によりこれを定める。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、すべての代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(責任の一部免除)

第 34 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項に基づく理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 7 章 評議員及び顧問

(評議員)

第 35 条 本会に、評議員 10 名以上 20 名以内を置くことができる。

- 2 評議員は、有識者又は学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
- 5 評議員は再任を妨げない。
- 6 理事長は理事会に諮り、評議員の委嘱を解くことができる。

(顧問)

第 36 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の要請により、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問は、本会の発展に貢献のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 5 理事長は理事会に諮り、顧問の委嘱を解くことができる。
- 6 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
- 7 顧問は再任を妨げない。
- 8 顧問は、無報酬とする。

第 8 章 評議員会

(評議員会)

第 37 条 本会に、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 3 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じ
て審議を行い、理事会に意見を具申する。
- 4 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第9章 会 計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を経て、行政庁に提出しなければならない。
- 2 前項の書類は、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
 - 3 第1項の書類を変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
 - 4 第2項に規定する報告の後で第1項の書類を変更する場合は、臨時総会を開催し、その内容を報告しなければならない。ただし軽微な変更を除く。
 - 5 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第1項の書類を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号

の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号、以下「認定法」という。）第 22 条第 1 項に規定する書類を、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿（第 5 条第 2 項の会員の名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（会計原則等）

- 第 41 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に必要な事項は、経理規程に規定する。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、経理規程に規定する。

（公益目的取得財産残額の算定）

- 第 42 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 40 条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

- 第 43 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項の決議については、第 18 条第 3 項の規定を準用する。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第 47 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の配当を行わない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委員会)

第 49 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。

3 委員会に関し必要な事項は、委員会規則に規定する。

(事務局)

- 第 50 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長、副事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び副事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局組織運営規程に規定する。

(実施細則)

- 第 51 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 第 1 条 平成 27 年 5 月 26 日において当会の正会員である者は、第 5 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、当会の正会員とする。
- 但し、同日以降において第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号の規定により本会を退会した者が、再度当会の正会員となろうとするときは、この限りではない。

定款 新旧対照表

新	旧
公益社団法人日本年金数理人会定款 制定施行 平成10年 4月 9日 改定施行 平成12年10月19日 改定施行 平成13年 7月10日 改定施行 平成14年 4月 1日 改定施行 平成15年 5月26日 改定施行 平成16年 9月30日 改定施行 平成18年12月26日 改定施行 平成25年 4月 1日 改定施行 平成26年 4月 1日 改定施行 平成27年 5月27日 第1条～第4条 （ 略 ） （会員の構成員） 第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。 (1) 正会員 <u>年金数理人であって、次のいずれかの研修を修了した者</u> イ <u>本会が実施する職業専門性に関する研修</u> ロ <u>イと同等の研修</u> (2) 準会員 次のいずれかに該当する者 イ 本会が実施する能力判定試験の全科目に合格した者 ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望す	公益社団法人日本年金数理人会定款 制定施行 平成10年 4月 9日 改定施行 平成12年10月19日 改定施行 平成13年 7月10日 改定施行 平成14年 4月 1日 改定施行 平成15年 5月26日 改定施行 平成16年 9月30日 改定施行 平成18年12月26日 改定施行 平成25年 4月 1日 改定施行 平成26年 4月 1日 第1条～第4条 （ 略 ） （会員の構成員） 第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。 (1) 正会員 年金数理人 (2) 準会員 次のいずれかに該当する者 イ 本会が実施する能力判定試験の全科目に合格した者 ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望す

る者 ハ 公益社団法人日本アクチュアリ 一会在実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者 (3) 名誉会員 本会の発展に貢献のあった者として、 理事会で決定した者 (4) 特定会員 正会員又は準会員であって 70 歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者 (5) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人 2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の社員とする。 (入会) 第 6 条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会<u>申込書</u>により、理事長に<u>申し込ま</u>なければならない。 2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に<u>申し込ま</u>なければならない。 3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に<u>申し込ま</u>なければならない。 4 <u>正会員となろうとする者、準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする</u>	る者 ハ 公益社団法人日本アクチュアリ 一会在実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者 (3) 名誉会員 本会の発展に貢献のあった者として、 理事会で決定した者 (4) 特定会員 正会員又は準会員であって 70 歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者 (5) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人 2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の社員とする。 (入会) 第 6 条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会<u>届</u>を理事長に<u>提出</u>しなければならない。 2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に<u>申し込ま</u>なければならない。 3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に<u>申し込ま</u>なければならない。 4 準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする法人の入会は、理事会にお
--	---

法人の入会は、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。 5 正会員、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。 第7条～第51条 （ 略 ） 附 則 第1条 平成27年5月26日において当会の正会員である者は、<u>第5条第1項第1号の規定にかかわらず、当会の正会員とする。</u> <u>但し、同日以降において第8条第1項第1号、第2号、第5号、第6号の規定により本会を退会した者が、再度当会の正会員となろうとするときは、この限りではない。</u>	いてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。 5 正会員については<u>第1項の正会員入会届を理事長が受領した日</u>、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。 第7条～第51条 （ 略 ） 附 則 第1条 本定款は、平成26年4月1日から<u>施行する。</u>
--	---